

令和元年10月8日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和元年10月8日(火曜日)午前10時開会

---

出席委員(6名)

阿部 かほる 委員長	
辻 畑 めぐみ 副委員長	
西村 勝男 委員	小野 幸男 委員
伊藤 博章 委員	小高 洋 委員

---

出席議長団(2名)

曾我 ミヨ 副議長

---

欠席委員(なし)

---

説明のために出席した職員

市長 佐藤 光樹	健康福祉部長	阿部 徳和
市立病院事務部長 兼 医事課長 本多 裕之	健康福祉部次長 兼 社会福祉事務所長 兼 生活福祉課長	小林 正人
健康福祉部 子育て支援課長 小倉 知美	健康福祉部 長寿社会課長	志野 英朗
健康福祉部 保険年金課長 長峯 清文		

---

事務局出席職員氏名

事務局 局長 武田 光由	事務局 次長 兼 議事調査係長	鈴木 忠一
議事調査係 主査 平山 竜太	議事調査係 主査	工藤 貴裕

会議に付した事件

議案第 6 0 号 塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 1 号 塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 6 7 号 令和元年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算

議案第 6 8 号 令和元年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

議題 閉会中の継続審査・調査について

午前10時00分 開会

○阿部委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第60号「塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第61号「塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第67号「令和元年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第68号「令和元年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」並びに閉会中の継続審査・調査についての5件であります。

これより議事に入ります。

議案第60号及び第61号、第67号及び第68号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件でございますが、塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例など合計4カ件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○阿部委員長 ありがとうございます。小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、私から議案第60号「塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

資料番号6の「令和元年第3回塩竈市議会定例会議案」並びに資料番号19の「第3回市議会定例会議案資料」をご用意いたします。

資料番号6の4ページをお開き願います。

こちらは、議案第60号「塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の改正案となっております。

提案理由としましては、5ページの記載のとおり、災害弔慰金の支給に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容についてご説明させていただきます。

資料番号19の2ページをお開き願います。

1の概要につきまして、災害弔慰金の支給に関する法律の一部改正に伴い、条例の定めると

ころにより、災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する審議会等を設置するよう努めることとされたこと、災害援護資金の償還金の支払い猶予、償還免除等について規定されたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の法の改正内容につきましては、(1) 災害弔慰金・災害見舞金の支給に関する審議会等の設置でございます。法の一部改正によりまして、市町村は災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する事項、災害関連死についての調査・審議をするため、審議会等を設置するよう努めることとされました。

(2) 災害援護資金の償還金の支払い猶予等につきましては、①償還金の支払猶予等、市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により償還金を支払うことが著しく困難であると認められる場合、支払いの猶予が可能となりますほか、災害援護資金の貸し付けを受けた方が破産等した場合には、死亡、重度障害等と同様に償還を免除することが可能と改正されました。

②調査権限につきましては、①の支払猶予等を判断するため、市町村に資産、収入を調査する権限が付与されることに改定されました。

以上、法の改正を受けまして、3の本市条例の改正内容につきましては、災害弔慰金、災害見舞金の支給に関する災害関連死についての調査・審議する審議会等の設置について、これまで要項で規定おりましたが、法の改正により条例を改正し、規定してまいりたいと考えております。

災害援護資金の支払い猶予等につきましては、現行では規定されておりましたが、法の改正内容を条例で規定してまいりたいと考えております。

また、調査権限につきましても、法と同様に条例で規定してまいりたいと考えております。

施行日は、公布の日となります。

なお、同じ資料No.19の1ページに、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から、議案第61号「塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案資料の6番と議案資料の19番をご用意いたします。

お手元の資料6番、「令和元年第3回塩竈市議会定例会議案」の6ページをお開き願います。

議案第61号「塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例は、まず、特定教育・保育施設とは、施設型給付費を支給する幼稚園・認可保育所のことであり、特定地域型保育事業とは、小規模保育事業や家庭的保育事業のことですが、この施設事業の運営についての基準を定める条例となっております。

第2条第1項中、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改めるものです。

条例改正の理由ですが、提案理由に記載のとおり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、資料19番の3ページにおきましては、条例一部改正の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

子育て支援課から、議案第61号の説明は以上となります。よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長 志野長寿社会課長 それでは、長寿社会課から、議案第67号「令和元年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」についてご説明させていただきます。

資料番号18の「令和元年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書」の19ページ、20ページをお開き願いたいと思います。資料番号18の19ページ、20ページでございます。

1の総括をごらん願います。歳入歳出それぞれ補正額欄のとおり2,957万9,000円を追加し、補正後の額を55億1,189万5,000円とするものでございます。

では、まず、説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

同じ資料を2枚めくりまして、23ページ、24ページをお開きください。

第7款諸支出金第1項償還金及び加算金第2目国庫支出金等返還金でございます。第23節償還金利子及び割引料の説明欄に記載のとおり、2つございます。

まず、1つ目は、介護給付費等交付金としまして2,740万9,000円、2つ目は、地域支援事業支援交付金として217万円、この2つの合計2,957万9,000円を国庫支出金等返還金として追加

するものでございます。

この内容につきまして、1つ目の介護給付費等交付金につきましては、平成30年度に社会保険診療報酬支払基金から概算で交付を受けました介護給付費交付金について、平成30年度決算により生じた余剰金を精算し返還するため計上するものです。

2つ目の地域支援事業支援交付金は、平成30年度に同じく社会保険診療報酬支払基金から概算で交付を受けました地域支援事業支援交付金につきまして、平成30年度決算により生じた余剰金を精算し返還するため計上するものでございます。

続きまして、返還に伴います財源の歳入の部分です。

同じ資料、1枚戻りまして、21ページ、22ページをごらんください。

第7款繰入金第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金第1節財政調整基金繰入金といたしまして、歳出と同額の2,957万9,000円を追加するものです。これは、今回の補正に係る交付金の概算交付団体でございます社会保険診療報酬支払基金へ精算分を返還するため、原資を介護保険財政調整基金から取り崩し、一旦、歳入に繰り入れるものでございます。

議案第67号の説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第68号「令和元年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」についてご説明させていただきます。

資料番号18の「令和元年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書」の25ページ、26ページをお開き願いたいと思います。

総括でございます。歳入歳出それぞれ補正額の欄のとおり510万2,000円を追加し、補正後の予算額を7億2,360万2,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたします。

同じ資料の29ページ、30ページをお開きいただきたいと思います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金第1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、説明欄記載のとおり、後期高齢者医療広域連合納付金として468万4,000円を追加するものでございます。これは前年度の繰越金のうち、広域連合に納付すべき金額を計上するものでございます。

次に、おめくりいただきまして、31ページ、32ページをお開きいただきたいと思います。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金第1目保険料還付金でございますが、説明欄記

載のとおり、過誤納還付金などとして41万8,000円を追加するものです。これは繰越金のうち平成30年度決算時点における還付未済額を被保険者に還付するために計上するものでございます。

続いて、歳入でございます。

2枚戻っていただきまして、27ページ、28ページをお開きいただきたいと思います。

第5款繰越金第1項繰越金第1目繰越金に歳出と同額の510万2,000円を追加しておりますが、これは平成30年度決算の収支差額分を計上してございます。

議案第68号に係る説明は以上となります。よろしくご審査をお願いいたします。

○阿部委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。辻畑委員。

○辻畑副委員長 議案第61号についてです。資料No.19の3ページにあります、この名称が変わっていますが、具体的に中身どういうふうに変ったのか、教えていただけますか。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 条例は、塩竈市の教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準になります。この基準は、国の基準であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に倣っているものでございました。

その名称が、今回、10月から無償化の制度が始まることに伴いまして、この国の基準の名称が変わることになりました。「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に変わっております。

この特定子ども・子育て支援施設等というのは、認可外保育施設ですとか、それから一時預かり、それからファミリーサポート事業など、今まで国・県・市から施設型給付費という制度を受けずに運営されていたものが、今後、そういった国・県・市からの補助を受けて運営する形になります。施設等利用給付費という給付費を受けて運営されるものになりますので、そちらが入りました国の基準になるということで、名称が変わったことに伴いまして、条例も改正するものになります。

以上です。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑副委員長 ご説明ありがとうございました。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑副委員長 資料No.18の24ページです。

済みません。ちょっと初めていろいろ聞いたものですから、もう少し詳しく、一番右側の事業内容の国庫支出金等返還金というのは、もう少しわかりやすい説明をいただけますか。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 このたびの補正で上げておりますこの国庫支出金等返還金でございますけれども、国とか、県とか、あるいは団体から補助金が概算で交付されるものにつきましてですけれども、これが精算の結果、例えば、今回の補正で上げさせていただいております上段の介護給付費等交付金、それと地域支援事業支援交付金ですが、この事業の27%がこの社会保険診療報酬支払基金というところで負担することになっています。社会保険診療報酬支払基金といいますのは、介護保険料の40歳から64歳までの方々の介護保険料を収集しまして、こういった私どもの市町村等に分配するという団体になっています。

先ほど申しあげましたとおり、決算の結果、この定出の27%を本市の場合は、結果としてですけれども、多く受けとっていたということになりますので、その27%を超えた分、かかった事業費の27%を超えた分が、今回返還ということで、精算ということで補正予算を計上させていただいているという状況になっております。よろしく願いいたします。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑副委員長 ありがとうございます。

それから、もう一つよろしいでしょうか。同じ資料No.18の30ページ、右側のほうの後期高齢者医療広域連合会納付金、これについても、済みません、もう少し詳しく説明をいただいでよろしいでしょうか。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらの後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、こちらの後期高齢者医療に関しましては、県でつくっておりますこの団体の連合のほうに、こちらの納付金、こちらのほうの集めている保険料を、市町村で徴収したものを後期高齢者医療広域連合にお納めしているものでございます。こちらのほうのお納めしている分でございますが、それぞれ会計年度の関係で、3月31日までの徴収した部分でございましたが、こちらの納付が、出納決算期が5月までということでございます。後期高齢者医療広域連合と市町村での会計年度の決算の時期の関係でこの分の468万4,000円が前年度分、平成30年度の決算に入らないというふうなことで、翌年度で受け入れを行うというものでございます。

以上でございます。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑副委員長 ありがとうございます。以上で終わります。

○阿部委員長 そのほかございませんか。小高委員。

○小高委員 それでは、私からも少し伺いをいたします。

資料No.19の2ページのところです。

塩竈市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてということで、民生常任委員協議会でも説明いただきましたので、何となくは理解をしたんですが、まず1つは、今回、償還金の支払い猶予というところにつきまして、市町村は災害、その他政令で定めるやむを得ない理由により償還金を支払うことが著しく困難であると認められる場合ということで書いてありますが、改めてお聞きをしたかったのですが、具体的にどういった形の基準に基づいてこういったものを判断をして支払いの猶予を可能とするのか、その点について改めてお聞きをしたいと思います。

○阿部委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 支払い猶予の具体的な、というご質問をいただきました。

これまでは施行令で規定していた内容が、具体的に法律の中で規定されたということでございます。

具体的にどのようなあたりなんですが、これまで猶予案ということで判断する場合、今回、新たに第16条ということで、報告等という規定が設けられました。具体的に、そういった猶予をしてほしい、あるいは先ほど言ったように災害、盗難あるいは疾病等やむを得ない理由のときに、支払えないんだよと窓口にご相談来たときに、私たちとしては、その報告という新たな項目、結局、こういった理由で、理由書といいますか、そういった報告を求めて、その結果、私たちが、今回、新たに調査という権限もいただきましたので、それを私たちも中身を確認して、猶予に該当しますよということになれば、猶予に該当ということになるかと思っております。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

今のお話ですと、例えば、1つ判断する基準として、例えば、収入の面ですとか、そういっ

たところで厳格に何円以上何円以下というところがということだけではなくて、総合的に判断する中で一定、1つの裁量を持ってということが正しいのかどうか分からないんですが、そういった猶予のやり方が可能になるという受けとめ方でよろしいでしょうか。

○阿部委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それにつきましては、具体的にどのくらいというか、1つの線引きというよりは、その方の収支状況とかそういったのを見ていきながら、ある程度、判断基準を設けながら、対応してまいりたいというふうには考えております。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

ちょっと前段、民生常任委員協議会でお聞きしたときには、一定、あくまで1つの基準としてということだとは思いますが、いわゆる生活保護というところの基準が1点かかわってくるようなお話もお伺いしてましたので、ただ一方で、実際、国にも行って、お伺いしてきたんですが、実際、その生活保護というところを1つの基準にしてしまうと、それこそ、最低生活というところの話になってきちゃうなという思いがあって、ちょっとそのあたりに、何ていうか、生活状況等踏まえた対応ができるのかどうかというところで、今、少し確認をさせていただきました。

それで、先ほど聞いたお話ですと、さまざまな状況を勘案して一定の判断をしていくというようなところがあったように思うんですが、そういった中で、民生常任委員協議会等が出された資料等を見ましても、やはりそれなりの件数があるという中で、例えば、職員の体制、現行のままで、果たしてきめ細かな対応ができるものかどうか、そういった点についてちょっとお聞きをしたいと思います。

○阿部委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 償還の体制ということなんですけれども、今現在、本市では職員1名、あと非常勤の方2名で対応しているところです。ただ一方では、その非常勤の方のこれまでの経験とかそういった、例えば、元銀行の方とかそういった経験のある方をベースに雇用してしまっていて、基本的には、訪問等を行いながら現地調査とかそういったのを行っているという状況でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

それで、ほかの市町村で先行事例なんかもさまざまお聞きをしてくたりはしたんですが、やはり災害援護資金を借りておられると、その時点で1点お困りの事情があるという中で、やはり実際の取り組みとしては、返せるか返せないかと、あるいは猶予をするかしないかというところだけではなくて、1点やっぱり福祉の分野と連携して取り組んでおられるような自治体の話もちよっと聞いておまして、そういった点で、それぞれ事情をお聞きする中で、例えば、その返せるのか、返せないのかというところに加えて、その方に一体どういった対応が必要なのかというところについて、例えば、先ほど元銀行の方というお話がございましたが、例えば、ケースワーカーみたいな立場の方と連携をして、福祉の分野とつなぎながらというところのお考えがあるのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○阿部委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ご相談される方は、さまざまな方がいらっしゃいます。その中で、やっぱり単純に支払えないといった理由をいろいろお聞きするというので、以前もご報告させてもらったと思うんですが、お一人に対して最低1時間ぐらいはお話を聞いて、その生活状況、あと、必要な方に対しては、そのようなサポートも当然対応してまいっているところでもございます。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。ぜひそのあたり、返還というところで、さらに生活追い込んでしまうことのないようにだけ、そこはお願いをしておきたいと思います。

さきほど職員の体制ということでお聞きをしましたのも、残念ながら、この分で人を雇うこととかということについて金が出てこない、国からということもありましたので、その辺ちょっと大変な中身だとは思いますが、そういった中でも金額等、最大350万円ということで大変な額でありますので、そのあたり含めて少しお願いしておきたいと思います。

以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 私もこの資料No.19の2ページの災害弔慰金の件について、ちょっとお聞きしたいと思います。

新たに報告とか云々という、今もお話ありましたけれども、これは実際、払えないという

ころで報告等いただくわけですが、その流れ的にはどういった流れになっていくわけですか。審議会も設置するわけですが、その点をお聞きしたいと思います。

○阿部委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま、流れというお話をいただきました。

まず、基本的に、償還期日を迎えます、その後、お支払いいただくというのが、まず基本的なんです、そういつてなかなかお支払いいただけない方に対しては、まず、督促状、あるいは催告状を出させていただきます。それでもなかなか納めていただけない方に対しては、まず、電話催告をして、それでもなかなかつながらない、あるいは反応がないといった方に対しては、訪問したりとか、そういった実態調査を行っているようなところで

す。その中で、相談をさせていただいた方に対しては、事情を聞きながら、収入状況とか聞きながら、せめて分けて、分割の相談をとかそういったお話をさせていただきながら、生活状況を確認しながらやっていくところでございます。

ただ、先ほど審議会というお話ありましたけれども、審議会につきましては、全く償還とは別として、関連死に関する条項として、関連死の部分での審議会、その判定をするために審議会を開催するといった内容として、震災時に関連死の判断が必要な、例えば、その委員会のメンバーとしましては、お医者さん、あるいは弁護士さん、あるいは大学の先生とかそういったメンバーで構成されまして、当面の間、関連死の判定が必要な場合のみ開催されるということで、今後、例えば、震災受けなければ、当面の間は開催されないといったのが、審議会という内容でございますので、よろしくお願ひします。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。じゃ、審査会というのは、そういった関連死等のことだけの部分ということですね。（「はい」の声あり）はい、わかりました。

あと、これ、保証人をつけている方いますよね。それで、そういったところにも行くと思うんですけども、破産宣告等した場合は、その借りた方には、まずないんですけども、その保証人の方に支払いのそういったものが移るといことがあるんですけども、その保証人に対してのこちら側の行動というのはどういうふうになるんですか。

○阿部委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 保証人がいる方の対応ということだ  
と思うんですが、例えば、本人が亡くなった、あるいは破産した等で、こちらの貸付金につ  
きましては、私債権、一般の民法に基づいて行いますので、民法ですので、もちろん本人が  
支払えない場合は、保証人の方が支払っていただくということで、普通の銀行と同じような  
形で債権が発生するという事になるかと思えます。

以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。実際、こういう借りた方、または保証人の方おりますけど、こちら  
で当たっていくという場合に、やっぱりいろんな苦情というか、そういったいろんな問題が  
出てきますよね。当局とその借りた人のお話の間ですね。

ですから、その辺はきちんと被災された方の身になって、しっかりその方、払わないから悪  
いというか、そういった決めつけだけじゃなくて、きちっとその方の、今の状況なり、何な  
りを考えていただいて、こういった今回の条例の一部改正ですけれども、そういったきちっ  
とした思いやりのある対応で進めていただきたいと、この点をお願いして、私の質疑を終わ  
ります。

○阿部委員長 そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

それでは暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時32分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第60号及び第61号、第67号及び第68号については、原案のとおり可決することに賛成の  
方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部委員長 挙手全員であります。

よって議案第60号及び第61号、第67号及び第68号については、原案のとおり可決されました。

それでは、これより「閉会中の継続審査・調査について」議題といたします。

本委員会において、議長に申し出る閉会中の継続審査・調査を行う事件については、お手元に配付のとおりとしてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 よろしいですか。はい。異議なしと認め、本委員会において議長に申し出る閉会中の継続審査・調査を行う事件については、お手元に配付のとおりとすることを決定いたしました。

以上で本委員会を終了いたします。

ご苦勞さまでした。

午前10時33分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 阿部 かほる